

7 議案第73号関係

(1)おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の170」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の165」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(2)おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の160」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の170」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>